

日向市立 財光寺中学校区 きずなプラン (学校いじめ防止基本方針)

はじめに	1
I いじめの未然防止を含んだきずなづくりの基本的な方向に関する事項	1
1 いじめの定義	1
※ 日向市の絆づくりの考え方	
2 いじめの未然防止等に関する基本的考え方	1
（1） いじめの未然防止	2
（2） いじめの早期発見	2
（3） いじめに対する措置	2
3 いじめの未然防止等に関する財光寺中学校区の基本的考え方	2
II いじめの未然防止等のための対策の内容に関する事項	2
1 いじめの未然防止等のための組織的対応	2
2 いじめの未然防止等のための組織	2
3 絆づくり等に関する取組	3
（1） いじめの防止	3
（2） いじめの早期発見・解決	4
（3） いじめに対する措置	4
（4） ネット上のいじめへの対応	6
4 その他の留意事項	7
（1） 組織的な指導体制	7
（2） 校内研修の充実	7
（3） 校務の効率化	7
（4） 学校におけるいじめの未然防止等の取組の点検・充実	7
（5） いじめ解消の判断	7
（6） 地域や家庭との連携について	7
（7） 関係機関との連携について	7
5 重大事態への対処	7
III その他いじめの未然防止等のための対策に関する重要事項	8
1 きずなプランの点検と必要に応じた見直し	8

【資料1】 【参考資料2】 【参考資料3・4】 【参考アクションプラン】

《 日向市立財光寺南小学校 きずなプラン 》

平成26年4月1日施行

令和4年4月1日改訂

財光寺中学校区 きずなプラン（いじめ防止基本方針）

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題のひとつとなっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした中、本校区では、児童生徒一人一人が自己有用感を味わえる集団作りに努め、いじめのない「魅力ある学校」を目指しています。また、あいさつや無言清掃など、児童生徒の自主・自律につながる活動も3校で実践してきました。

今後も集中一貫教育をより一層充実させ、小学校と中学校の共通した取組を積極的に行いながら、互いを認め合える人間関係や学校風土を築きたいと思えます。その中で小学校の段階から、「いじめは決して許されない行為である」ことを、教育活動全体を通じて全職員で教えていくことを大切にし、中学校へ進学後も継続して行き、未然防止に努めたいと考えています。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめ等の諸問題を未然に防止するための対策に関する基本的な方針を、「日向市立財光寺中学校区きずなプラン」として定めるものであります。

I いじめの未然防止を含んだ、絆づくりの基本的方向に関する事項

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

【日向市の絆づくりの考え方】

- 日向の子どもたち（小学校においては児童、中学校においては生徒）が、絆づくりや居場所づくり、基本的な生活習慣の育成等を念頭に置き、「あいさつ日本一」や心も磨く「無言清掃のまち『ひゅうが』」の取組を行う。
- 日向の子どもたちが、いじめの防止や「魅力ある学校づくり」のため、自主的に児童・生徒会活動などを行う。
- 「生活やいじめに関するアンケート」を義務づけ、いじめを早期発見するだけでなく、絆づくり等につながる人間関係の醸成等を推進する。

2 いじめの未然防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、子どもや保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている子どもをしっかり守ります。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

(1) いじめの未然防止

いじめ問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てること、居場所づくり、絆づくりを目指します。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、子どもの言動に留意するとともに、何らかの子どもの変化を見逃すことなく、早期の対応に努めます。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた子どもの苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

3 いじめの未然防止等に関する財光寺中学校区の基本的考え方

いじめや諸問題の未然防止のために、管理職や生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター等が、小中連携して情報を共有することに努めます。中学校区全体で、子どもの居場所づくり、絆づくりに取り組みます。

必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携して、校区内で情報を共有することに努めます。

II いじめの未然防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの未然防止等のための組織的対応 ※【資料1】参照

全職員でいじめの未然防止、または早期発見、早期対応に当たるため、それぞれの立場で子どもたちに目配り、気配りをしていきます。そして、常に情報を共有し合い、子どもへの指導・支援を行います。

2 いじめの未然防止等のための組織

いじめの未然防止等を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会（ひまわりタイム）」を設置します。

なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。その際にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにも同席してもらい、連携を取り合います。

【構成員】

全職員

その他、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等

【活動】

- きずなプラン（学校いじめ防止基本方針）の推進
- 絆づくり指導計画の作成と校内研修の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析

- いじめ等が疑われる子どもの事案に対して、事実確認・対応方針の決定
- 配慮が必要な子どもへの支援方針の決定

3 絆づくり等に関する取組 ※【資料2】参照

学校はいじめ防止プログラムを作成し、学校長のリーダーシップのもと、全職員でいじめの根絶に取り組みます。

(1) いじめの防止

ア 子どもが主体の活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、子どもが主体となって絆づくりを行う活動の機会を年間通じて設けます。

- 異学年交流会の実施
- 学級活動等での話し合い活動の実施
- 縦割り清掃活動や無言清掃活動の実施
- 保育園児やお年寄りとの交流などの福祉教育の充実
- 発表集会や運動会など学校行事の企画運営
- 朝の会や帰りの会の時間の充実

(イ) 子ども同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動を推進します。

- 特別活動等における子ども同士の相談活動の推進

イ 教職員が主体の活動

(ア) 子どもの規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。

- 一人一人の実態に応じた分かる授業の展開
- 自分の意見を伝え合って、お互いの学びを深める場の設定
- 職員相互の授業研究会の実施

(イ) 日常的に子どもが教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、子どもに寄り沿った相談体制づくりを目指します。

- 教育相談週間の設定（年間10回）
- いじめアンケートの実施（原則毎月実施）

(ウ) 子どもの豊かな情操と道徳心を培ったり、人権感覚を育んだりすることを目指して、すべての教育活動を通じて道徳教育の充実を図ります。

- 「特別の教科 道徳」においていじめ問題について考え、議論する時間の設定

(エ) インターネット上のいじめを未然に防ぐために、情報モラル教育を実施します。

- 外部講師による講演会の実施
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の実施

(オ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

- PTA総会での学校の方針（きずなプラン）説明
- 学校通信等を活用した絆づくり活動の報告
- 保護者を対象とした研修会（家庭・地域・学校教育の在り方等）の開催

(2) いじめの早期発見・解決

ア いじめられた子ども、いじめた子どもが発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。 ※【資料3、4】参照

イ 定期的に教育相談週間を設け、子どもや保護者が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。

- 教育相談週間の設定
- いじめの相談窓口の周知（相談窓口担当を、保護者に周知する。）

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての子どもを対象に定期的なアンケート調査等を実施します。

- アンケートの実施
（記名・無記名方式を交互に行ったり、保護者アンケートを実施したりして、早期発見に努める。なお、アンケートについては原則毎月実施する。）

- 諸検査・調査の積極的な活用
（県教育委員会の検査の結果も積極的に活用する。）

エ いじめ不登校対策委員会（ひまわりタイム）において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する子どもに関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

オ 小中一貫の取組として、9年間の情報を確実につなぎ、いじめの事案に関しては、必要に応じて、情報共有と対策を講じます。

（3）いじめに対する措置 ※【参考】アクションプランによる

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
- いじめられている子どもや通報した子どもの身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- いじめの事実について管理職及び生徒指導主事（いじめ不登校対策委員会を構成するいずれかの職員）に速やかに通報します。

イ 情報の共有

- アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はいじめ不登校対策委員会（ひまわりタイム）で全職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

ウ 情報の整理

- いじめを認知したときは、初期の対応から解決に至るまで、必ず記録をして整理します。

エ 事実関係についての調査

- 速やかにいじめ不登校対策委員会（ひまわりタイム）を開き、調査の方針について決定します。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が市教育委員会へ直ちに報告します。
- 子ども及び教職員の聴き取りに当たっては、学級担任のほか、子どもが話をしやすいよう担当する職員を選任します。
- 必要な場合には、子どもへのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた子ども又はその保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる子どもやその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

オ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援等が必要な場合、市教育委員会や日向警察署等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合、随時いじめ不登校対策委員会（ひまわりタイム）で決定します。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会（ひまわりタイム）において、指導及び支援の方針を決定します。
- いじめ不登校対策委員会（ひまわりタイム）の委員や学年職員と連携して、組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うにあたっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた子どもとその保護者への支援

【いじめられた子どもへの支援】

いじめられた子どもの苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた子どもの立場」で、継続的に支援していきます。

- ・ 安全・安心を確保する。
- ・ 心のケアを図る。
- ・ 今後の対策について、共に考える。
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・ 温かい人間関係をつくる。

【いじめられた子どもの保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・ じっくりと話を聞く。
- ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める。

いじめた子どもへの指導又はその保護者への支援

【いじめた子どもへの支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた子どもの内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・ いじめの事実を確認する。
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・ いじめられた子どもの苦痛に気付かせる。
- ・ 今後の生き方を考えさせる。
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

【いじめた子どもの保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・ 子どもや保護者の心情に配慮する。
- ・ いじめた子どもの成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 何か気付いたことがあれば、保護者が相談できるような学校の体制を整える。

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害の子どもだけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような子どもの育成に努める。
- ・ 自分の問題として捉えさせる。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

カ 関係機関への報告

- 校長は市教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、日向警察署へ通報し、連携して対応します。

キ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

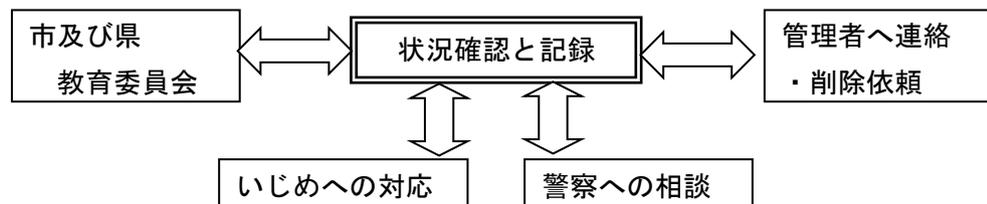
文字や画像を使い、特定の子どもの誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信すること、特定の子どもになりすまし、掲示板等に特定の子どもの個人情報に掲載し、社会的信用を貶める行為等のことであり、犯罪行為です。

イ ネットいじめの予防（学校・家庭内ルールの作成など）

- 家庭でのネット利用の在り方について、通信や家庭教育学級等で保護者への啓発を図ります。
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 子どもを対象とした講演会などで、ネット社会や防犯についての講話を実施します。
- ネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

4 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、きずなプランをもとにして学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会（ひまわりタイム）による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、いじめの解消に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本中学校区においては、きずなプランを活用した校内研修を実施し、絆づくりといじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの未然防止の取組を推進する研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

(3) 校務の効率化

教職員が子どもと向き合い、相談しやすい環境を作るなど、子どもの悩み解決等に、適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(4) 学校におけるいじめの未然防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの未然防止等の取組の充実を目指します。

(5) いじめ解消の判断

単に謝罪をもっていじめの解消とせず、次に示す2つの要件が満たされていると学校長が判断したとき、「解消している」と判断します。

- ・ いじめに係る行為が止んでいること
- ・ 被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

判断に至るまでには、一定期間（3か月間を目安とする）を複数の教職員で確認するとともに、子どもや保護者から十分に聞き取りをした上で判断します。ただし、「解消している」と判断した後も、再発も可能性を考慮し、被害の子どもも、加害の子どもも注意深く見守ります。

(6) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域との連携促進や、学校運営協議会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(7) 関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。（教育委員会、警察、福祉・医療関係との連携）

5 重大事態への対処

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力することとします。

- 子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

